

医業トピックスQA

平成 25 年
5 月 17 日
第 21 号

今月の院長先生からの質問

Q

当院は個人開業医です。このたび出身大学の同門会から寄附のお願いがきました。クリニックの必要経費にすることはできますか？



A

寄付金、拠出金の名目を問わず、必要経費に算入できるかどうかのポイントは、

「事業遂行上必要と認められ、その支出が拒絶できなかつたと認められるものかどうか」にあります。

ご質問の同門会への寄附については、事業の遂行上、必要やむを得ない支出とは一般的に言い難く、必要経費には認められないと考えられます。

今月の時事ニュース

「医療事故の調査費用、「医療機関の負担」」

現在、医療ミスで死亡した患者の遺族が医療機関に対して損害賠償を請求する場合、事故発生までの診療経過の資料収集が大きな壁となっている。

厚生労働省は、医療事故調査の第三者機関の設置を考案しているが、遺体の解剖費用などの調査の実施費用は医療機関の負担」と結論づけている。

経営基盤がぜい弱な中小病院にとって、解剖費用の負担は深刻な問題とされている。